

名古屋都市計画生産緑地地区の変更（案）

計 画 書

名古屋都市計画生産緑地地区の変更（清須市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 12.0ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定しているが、生産緑地法第 14 条の生産緑地地区内における行為の制限の解除が行われたもの及び土地区画整理事業の仮換地指定に伴い、一部区域を変更するものである。

名古屋都市計画生産緑地地区の変更

生産緑地地区の変更理由書

生産緑地地区の変更理由書

1 生産緑地地区とは

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等の持つ緑地機能及び多目的保留地機能に着目して、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境形成を図ることを目的とするものです。

2 生産緑地地区の指定要件

現に農業の用に供されている農地等であって、次の要件をすべて満たすもの。

- ① 公害や災害の防止など都市における良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。
- ② 面積が一団で500㎡以上であること。
- ③ 農業の継続が可能な条件を備えていること。

3 生産緑地地区内における行為の制限

生産緑地地区は、農地等として管理することが義務づけられているため、建築物その他工作物の新築及び増築や、土地の形質の変更等は、原則としてできません。

4 生産緑地地区の都市計画変更の主な理由

- ① ※買取りの申出があった場合において、その申出の日から3ヶ月以内に所有権の移転（相続その他一般継承による移転を除く）が行われなかった場合
- ② 公共施設等の敷地（用地）となった場合
- ③ 土地区画整理事業の仮換地指定に伴う場合
- ④ 地積更正で面積が変更した場合
- ⑤ これらの変更によって、残った農地では生産緑地地区としての指定要件を欠く場合
- ⑥ 団地が分断したため、新たに団地番号をつけた場合
- ⑦ 「2. 生産緑地地区の指定要件」を満たし、新たに生産緑地地区を指定する場合

※買取りの申出

生産緑地地区は、次の場合に限り市町村長に時価で買取るよう申し出ることができる。

- 生産緑地地区に指定されてから30年以上経過した場合。
- 農林漁業の主たる従事者が死亡したり、農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合。

5 今回の都市計画変更の理由と内容

変更理由	除 外 (減)		指 定 (増)		合 計	
	面積 (㎡)	団地数	面積 (㎡)	団地数	面積 (㎡)	団地数
4－①	-823.0	-1	±0	±0	-823.0	-1
4－③	-646.0	-1	+500.0	+1	-146.0	±0
計	-1,469.0	-2	+500.0	+1	-969.0	-1

名古屋都市計画生産緑地地区の変更

変更状況調書

変更状況調書

清須市決定

生産緑地地区の一団数及び面積

	変更前	増減	変更後
一団数	148 団地	－1 団地	147 団地
面 積	12.1ha (120,637.7 m ²)	－0.97ha (－969.0 m ²)	12.0ha (119,668.7 m ²)

箇所別調書

一団番号	増減	変更面積	理由番号	理由
1209S	除外	－823.0 m ²	4－①	故障による制限解除
3701H	一部除外	－146.0 m ²	4－③	仮換地指定に伴う面積 変更
	除外（減）	－969.0 m ²		
	指定（増）	+0 m ²		
	合 計	－969.0 m ²		

名古屋都市計画生産緑地地区の変更

買取申出管理調書

買取申出管理調書

清須市	(生産緑地法 10 条による)				No.	1
団地の整理番号	1209S	地目	市街化田	地積	327 m ²	
買取申出書届出年月日	R2. 2. 19	買取申出書受付年月日	R2. 2. 19	農業委員会証明年月日	R2. 5. 11	
買取申出理由	主たる従事者の故障					
土地の所在地	清須市寺野美鈴 7 番					
買取希望照会発送年月日	令和 2 年 3 月 4 日	回答期限	令和 2 年 3 月 13 日			
買取判定会議年月日	開催なし	買取り ・ 買取らない				

買取りの場合

買取協議主体		時価で買い取る旨の通知年月日	
公共施設等の内容		関連法規	
買取面積		団地の残地面積	
用地取得契約年月日		収容委員会採決申請の有無	有 ・ 無
(買取不成立が明らかになった日)		(理由)	
生産緑地法制限解除の年月日		通知の要・不要	要・不要

買取らない場合

買取らない旨の通知年月日	令和 2 年 3 月 27 日		
買取らない理由	当面、公共施設の計画がないため		
農業委員会への斡旋依頼年月日	令和 2 年 3 月 27 日	回答期限	有 ・ 無
同上回答年月日	令和 2 年 5 月 11 日	回答の内容	斡旋の成立 ・ 斡旋の不成立
生産緑地法制限解除の年月日	令和 2 年 5 月 20 日	通知の有無	有 ・ 無

都市計画変更

都市計画変更の必要の有無	有 ・ 無	都市計画変更告示年月日	令和 年 月 日
--------------	-------	-------------	----------

名古屋都市計画生産緑地地区の変更

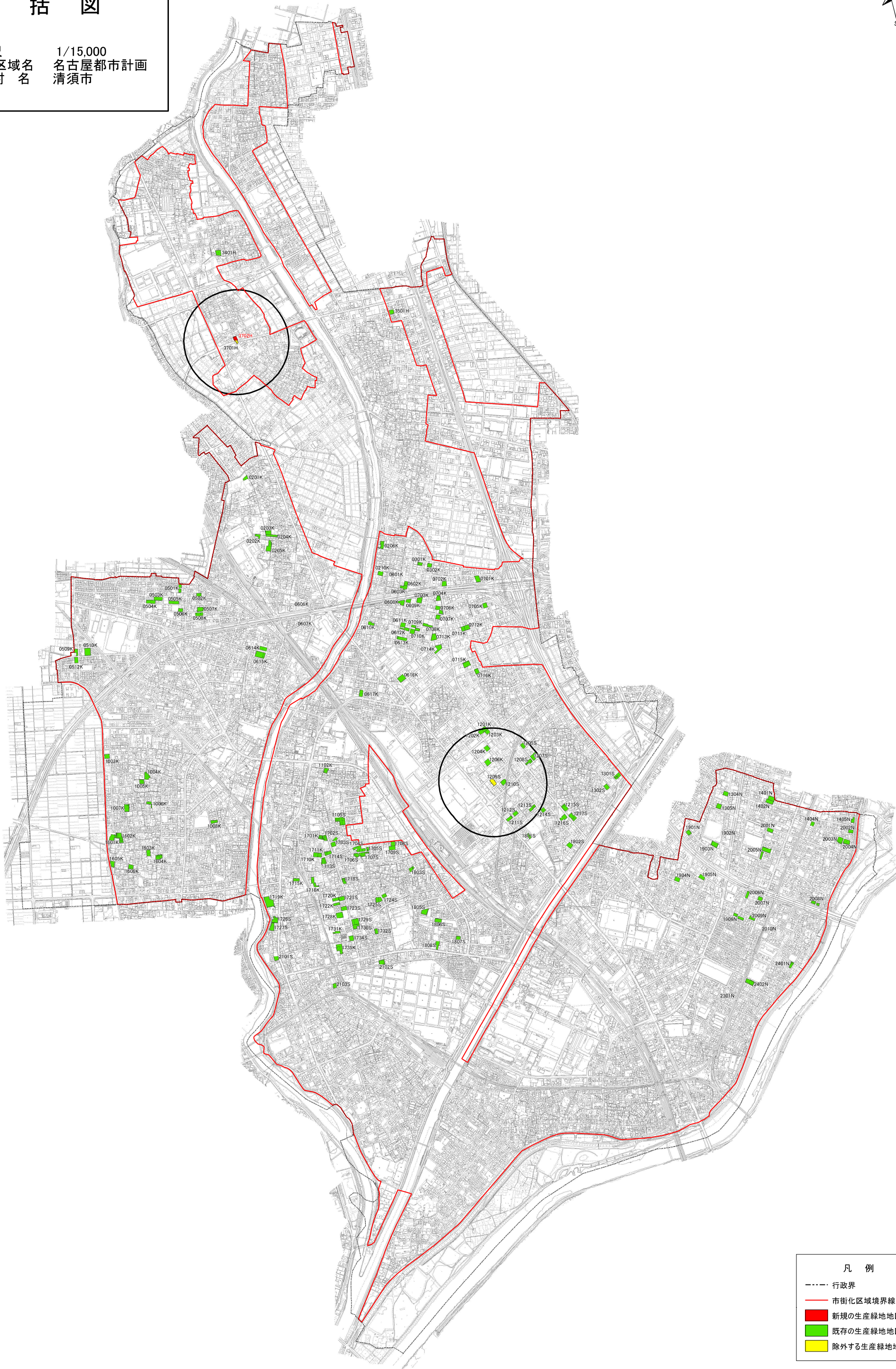
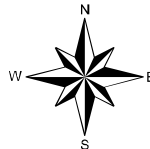
変更の経緯

変更の経緯

事 項	年 月 日	備 考
事 前 協 議	令和3年1月19日	2清須都第510号
事 前 協 議 回 答	令和3年2月中旬	
広 報 登 載 日	令和3年2月1日	
案 の 公 告	令和3年2月22日	
案 の 縦 覧	令和3年2月22日 令和3年3月8日	縦覧者：0名 意見書：有 ☐ 無 ☐
市 都 市 計 画 審 議 会	令和3年3月26日	
知 事 協 議	令和3年3月下旬	以下予定
知 事 協 議 回 答	令和3年4月下旬	
告 示	令和3年5月上旬	
図 書 の 送 付	令和3年5月中旬	

総括図

縮尺 1/15,000
都市計画区域名 名古屋都市計画
市町村名 清須市



500 250 0 1:15,000 500 1,000
メートル

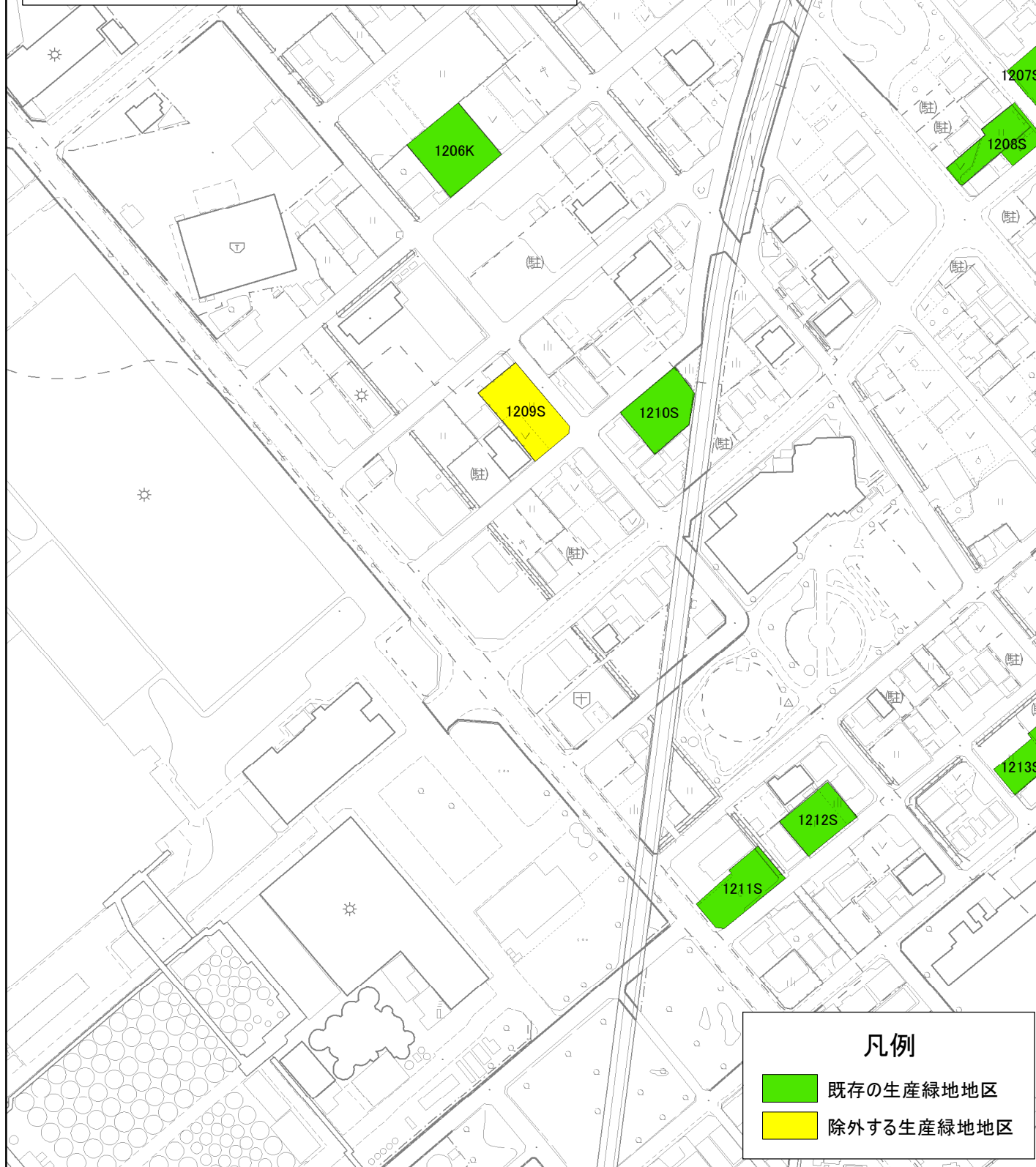
凡例

- 行政界
- 市街化区域境界線
- 新規の生産緑地地区
- 既存の生産緑地地区
- 除外する生産緑地地区

計 画 図

縮尺
都市計画区域名
市町村名
一団番号

1/2,500
名古屋都市計画
清須市
1209S



凡例

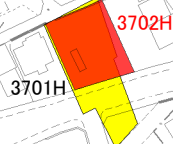
-  既存の生産緑地地区
-  除外する生産緑地地区

0 25 50 100 150 200 m

計 画 図

縮尺
都市計画区域名
市町村名
一団番号

1/2, 500
名古屋都市計画
清須市
3701H, 3702H



凡例

- 市街化区域境界線
- 新規の生産緑地地区
- 除外する生産緑地地区

0 25 50 100 150 200 m